＜重要な会計方針＞

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用しております。

退職一時金に充当される運営費交付金・・・費用進行基準

文部科学省が指定する特別教育研究経費・・・文部科学省が指定する業務
特殊要因経費に充当される運営費交付金　　達成基準又は費用進行基準

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	1～60年
工具器具備品	1～20年
車両運搬具	2～7年

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数により、特定の研究のために受託研究等収入によって取得した固定資産については研究期間により減価償却をしております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は国立大学法人会計基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の徴収不能及び貸倒に備えるため、過年度における徴収不能実績及び貸倒実績を基に回収不能見込み額を計上しているほか、特定の債権については回収可能性を個別に勘案して計上しております。

6．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券は、償却原価法（定額法）により計上しております。

7．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　最終仕入原価法

8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の賃貸借料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年3月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

9．リース取引の会計処理

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

11．改訂後の国立大学法人会計基準の適用

当事業年度より、改訂後の「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」並びに「国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解に関する実務指針」（以下、「国立大学法人会計基準」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

＜その他国立大学法人等の状況を適切に開示するために必要な会計情報＞

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、広範囲の建物、設備等（以下「施設等」という。）において破損、崩落等の相当な被害を受けました。

当法人においては、これらの施設・設備の被害箇所の詳細検査、修復、復元に全力を挙げました。

これらに要した復旧経費は、災害損失413,695,066円、工具器具備品等121,430,585円が当事業年度に計上されており、このうち433,669,950円が平成23年度補正予算（第1号）により、101,455,701円が平成23年度補正予算（第3号）により賄われております。

＜貸借対照表注記事項＞

⑴　運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額は2,734,848,645円

⑵　運営費交付金から充当されるべき賞与手当の見積額は157,188,880円

⑶　減損の認識

（電話加入権）

1．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途	種類	場所	帳簿価額（円）
教育研究用通信設備	電話加入権	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149　外	938,000

2．減損の認識に至った経緯

電話加入権について、市場価格が著しく下落し、回復の見込みがあると認められないため、減損の認識を行っております。

3．減損額のうち、損益計算書に計上した金額と計上していない金額の内訳

回収可能サービス価額が帳簿価額を上回るため、減損額はありません。

4．減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

一体として判定した固定資産はありません。

5．回収可能サービス価額の概要

使用価値相当額が正味売却価額を上回るため、回収可能サービス価額は使用価値相当額により測定しております。使用価値相当額は東日本電信電話株式会社の施設設置負担金とし算定した結果、帳簿価格を上回ったため減損損失は計上しておりません。